

休日納税相談

特別区民税・都民税を滞納している方は相談を... 滞納している方には相談を... 滞納している方には相談を...

緑の募金にご協力ありがとうございました

区内の募金総額は、11万9,931円でした。この募金は、東京緑化推進委員会...

エコギャラリー新宿 9月の展示

期間・内容 展示時間は、お問い合わせください。

区民ギャラリー

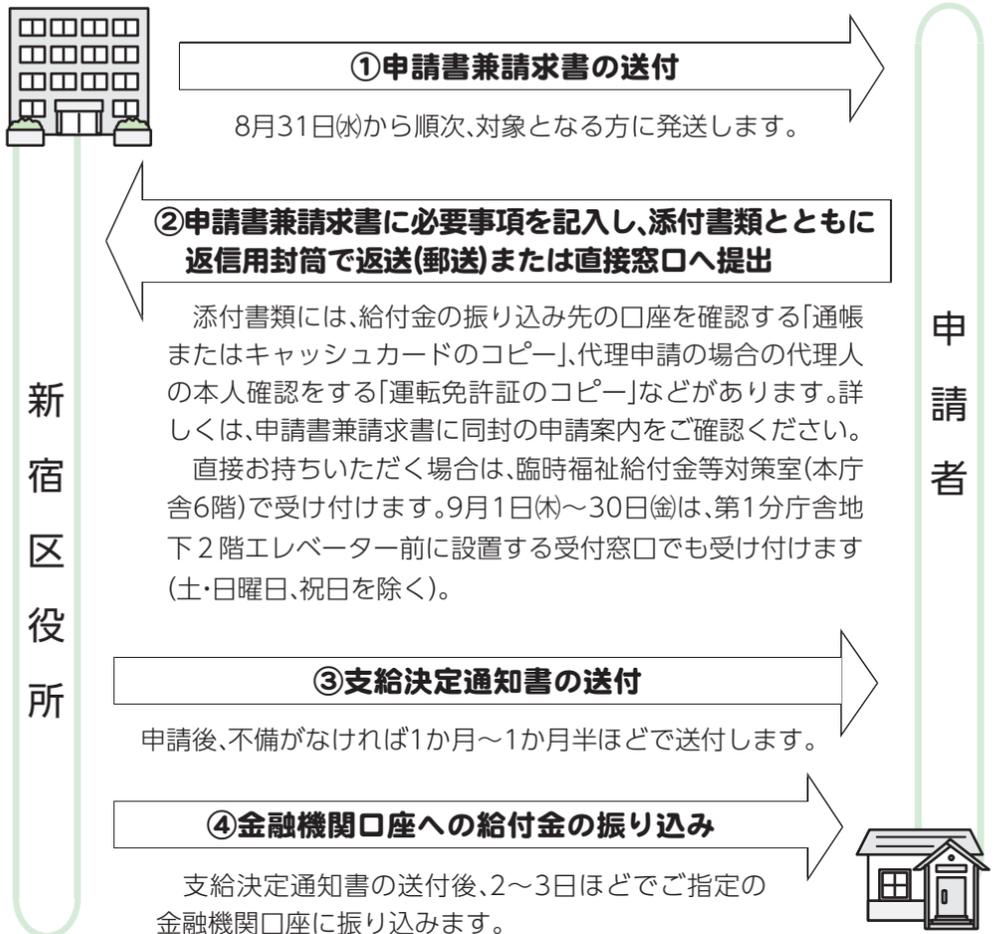
13日(火)～18日(日)：第19回法匠展 (絵画・立体・建築模型・インスタレーション)...

申請書兼請求書を8月31日(水)から順次発送します

申請受付期間は 9月1日(木)～29年2月28日(火)

対象の方には、申請書兼請求書を8月31日(水)から順次発送します。今回は、給付金の対象と申請手続きから支給までの流れについてお知らせします。

申請手続きから支給までの流れ



対象

臨時福祉給付金

支給額 1人に付き3,000円

平成28年1月1日現在、新宿区に住民登録があり、28年度の特別区民税(均等割)が課税されていない方(下表参照)...

表 特別区民税(均等割)が課税されない所得・収入の目安(参考)

Table with 2 main columns: 給与所得者 and 公的年金受給者. It lists income and asset thresholds for different household types (single, couple, family).

年金生活者等支援臨時福祉給付金

支給額(※) 1人に付き30,000円

(障害・遺族基礎年金受給者向け)

※臨時福祉給付金(上記)と合わせた合計支給額は1人に付き33,000円

臨時福祉給付金(上記)の支給対象の方で以下の28年5月分の年金を受給した方

- 障害基礎年金または遺族基礎年金
昭和61年3月以前に受給権が発生した、国民年金、厚生年金保険(旧農林年金を含む)...

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)をすでに受給した方は対象になりません。

申請手続きなどのお問い合わせは 新宿区臨時福祉給付金等専用コールセンター 0120(78)9292(無料)

【開設期間】9月1日(木)～29年3月31日(金)(土・日曜日、祝日を除く)
※9月11日(日)までの土・日曜日は開設します。

【受付時間】午前9時～午後5時(火曜日は午後7時まで)
コールセンターでは給付金の制度、申請方法、申請書兼請求書や支給決定通知書の発送状況について、オペレーターがご案内します。

【給付金事業の担当】新宿区臨時福祉給付金等対策室
〒160-8484 歌舞伎町1-4-1、本庁舎6階
☎(5273)4351 FAX(5273)4366

給付金を装った「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」には十分ご注意ください。新宿区から区民の皆さんに直接、臨時福祉給付金などに関する電話や訪問をすることはありません。